

連合長野 [2月]


 2021.2.5
No.433

 発行／日本労働組合総連合会
長野県連合会
発行人／小松 豊

 〒380-8545 長野市県町532-3 労働会館3F TEL 026-234-1626 FAX 234-1349
E-mail info@nagano.jtuc-rengo.jp http://www.rengo-nagano.jp/
フェイスブック https://www.facebook.com/rengonagano/

2021春季生活闘争方針を確立！ 連合長野第33回地方委員会開催

誰もが希望を持てる社会を実現！ 安心・安全に働ける環境整備と「底上げ」「底支え」「格差是正」で！

連合長野は、1月22日(金)、長野市の長野ホテル犀北館において、2021春季生活闘争方針を決定する「第33回地方委員会」を開催した。長野県から「医療非常事態宣言」が発出され全県での行動についての要請が出されたことを踏まえ、今年はWeb (zoom) による参加を基本として会場参加人数を限定して行った。Web参加も含めて役員・地方委員・女性特別地方委員・地協特別地方委員など約100名(女性参画率22.6%)の出席のもと、小林 誠議長(自治労)の進行により、活動経過報告、地協運動方針報告、春季生活闘争方針の議案を採択した。



挨拶する根橋会長

冒頭、根橋会長は挨拶で、新型コロナウイルス感染症への対応について触れ、「すべての働く仲間

の皆さまに心からの敬意と感謝をし、感染症対策と経済対策の二項対立を克服していくためにも、検査体制拡充と医療体制の確保を進めつつ、困難を抱える働く仲間、影響を受ける業種業態に対するサポートを徹底することを軸とした政策実現をさらに強化していく。2021春季生

活闘争は、コロナ禍での極めて困難な状況下となるが、7年間の賃上げの流れを踏まえ、健全な労使関係に立脚した労使交渉・労使協議による『底上げ』『底支え』『格差是正』の取り組みを強め、すべての働く者の処遇を『働きの価値に見合った水準』に引き上げなければならない。すべての働く者・生活者、そして暗闇の中で声をあげられずにいるより多くの働く仲間を照らす光になる取り組みをめざし、社会に広がりのある春季生活闘争をともに作りだしていこう」と強調した。

活動経過報告では、定期大会以後の活動報告および、台風19号災害復興支援や、新型コロナウイルス感染症への対応が報告され、引き続き、連合長野全体として取り組んでいくことが確認された。

第1号議案では、武田副会長より、「2021春季生活闘争方針(案)」について、感染症対策と経済の自立的成長の両立を目指しながら賃金水準の追求にこだわり、



闘争方針を提案する武田副会長



オンライン参加者

「①長野県内の39,327名の個別賃金調査の実態値を踏まえ、賃上げ要求の目安額は10,500円以上、②「底上げ」「底支え」「格差是正」に向けた取り組み、③「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し、④男女平等・ジェンダー平等・多様性の推進、⑤労使協議の定期化・定例化に向けた取り組み、⑥可処分所得最大

化に向けた取り組み⑦運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」などを提案し、全会一致にて確認された。

最後は、会場全体で根橋会長による力強い団結ガンバローと盛大な拍手により、2021春季生活闘争がスタートした。



ご発言いただいた鈴木地方委員(自治労)



冒頭、昨年12月27日にご逝去された羽田雄一郎さんに黙祷が捧げられた。



一質疑応答一

《鈴木地方委員(自治労)》

コロナ禍においては、医療や介護、社会インフラを支えているエッセンシャルワーカーや、すべての労働者が社会基盤を支えているという認識のもと、自治労としても2021春季生活闘争の取り組みに全ての労働者の皆さんと共に結集していく。医療・介護従事者やエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷をなくす取り組みや、春闘の意義、基本的な労使関係のルールを再確認し、労使間での円滑な交渉ができる条件整備を行っていく。新型コロナウイルスとの闘いで社会全体が疲弊している状況だが、公務職場、地場・民間労組の取り組みは相互に影響しあうため、自治労としても、このような時だからこそ、全労働者の闘いである春闘に結集しこの難局を乗り越えていきたい。

《根橋会長》

コロナ禍において、改めて社会は働く人、働くことによって支えられ、絶妙なバランスを取って形成されており、どこか一か所でも分断されると社会に混乱を招いてしまうことが浮き彫りになった。日々の暮らしや命を守るために懸命に働いている皆さんの声に、連合長野・労働組合は働く者の代表として、しっかり向き合い、真に働き方の価値に見合った処遇であるか考えていかなければならない。

誹謗中傷をなくす取り組みは、長野県・経済4団体と共同宣言をはじめ、「寄付金付きシトラスリボンピンバッジ」を作成し、構成組織・地域協議会の多くの皆さまにご協力をいただいている。コロナ禍における様々な不安をなくし、安心・安全に働き続けるためには、働く者・生活者の実態を一番よく知る我々が先導役として社会を変え、未来を変える事が必要であり、社会を動かしていくために一丸となって取り組みを進めていこう。

求めています。

土地・中古住宅情報

長野県下全域に1,700戸を超える優良宅地『レインボータウン』を分譲しました。
まずは信頼の住宅生協にご相談ください。

長野県知事(10)2490号

長野県労働者住宅生活協同組合

〒380-0838 長野市東町523番地 ろうきんビル7F **tel.026-234-0283**
松本事務所 / 〒390-0841 松本市港1丁目2-1 **tel.0263-88-5061**

長野県住宅生協 協賛
<http://www.jyusei.jp/>

土地を売りたい

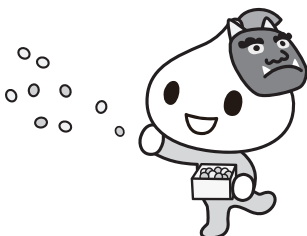
中古住宅を売りたい

買取り価格の査定をして欲しい

連合長野2021春季生活闘争方針(骨子)

誰もが希望を持てる社会を実現！安心・安全に働ける環境整備と「底上げ」「底支え」「格差是正」で

誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備と分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組み、 「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現をめざす！										
賃上げ	③ 連合本部方針に基づき、すべての組合は、定期昇給相当（賃金カーブ維持相当）分（2％）の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで、2％程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざすことを基本に据え、月例賃金にこだわった要求を掲げ、賃金の引き上げをめざす。 ③ 39,327名の県内労働者の実態賃金を基準とした絶対額にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をはかる観点で、連合長野加盟組合全体平均賃金との格差拡大を解消する水準を設定する。 ③ 働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」に取り組み、誰もが安心・安全に働くことのできる環境を整備する。 ③ 男女間賃金格差の見える化をはかり、労使で問題点を共有化し、改善に向け取り組む。									
	<table><tr><td rowspan="2">底上げ</td><td colspan="2">連合長野賃金実態調査の300人未満平均賃金水準の2％相当額に全体賃金集計の1歳1年間差平均との格差を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし、賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）(4,500円)を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める ＊賃金カーブ維持分4,500円＋2％(5,000円)＋格差是正分1,000円＝10,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">格差是正</td><td>目標水準 25歳 220,000円、30歳 254,000円 35歳 283,000円、40歳 307,000円 最低到達水準 地域ミニマム賃金・最低到達水準 25歳 185,000円、30歳 202,000円 35歳 217,000円、40歳 230,000円</td></tr><tr><td>底支え</td><td>・企業内すべての労働者を対象とした企業内最低賃金の協定化をはかる 最低水準は時給930円(長野県リビングウェイジ)とし、時給1,100円(連合本部水準)以上を目指す ・18歳高卒初任給について社会水準を確保する 連合本部参考目標値 175,400円、連合長野参考目標値 169,800円</td></tr></table>			底上げ	連合長野賃金実態調査の300人未満平均賃金水準の2％相当額に全体賃金集計の1歳1年間差平均との格差を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし、賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）(4,500円)を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める ＊賃金カーブ維持分4,500円＋2％(5,000円)＋格差是正分1,000円＝10,500円		格差是正	目標水準 25歳 220,000円、30歳 254,000円 35歳 283,000円、40歳 307,000円 最低到達水準 地域ミニマム賃金・最低到達水準 25歳 185,000円、30歳 202,000円 35歳 217,000円、40歳 230,000円	底支え	・企業内すべての労働者を対象とした企業内最低賃金の協定化をはかる 最低水準は時給930円(長野県リビングウェイジ)とし、時給1,100円(連合本部水準)以上を目指す ・18歳高卒初任給について社会水準を確保する 連合本部参考目標値 175,400円、連合長野参考目標値 169,800円
	底上げ	連合長野賃金実態調査の300人未満平均賃金水準の2％相当額に全体賃金集計の1歳1年間差平均との格差を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし、賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）(4,500円)を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める ＊賃金カーブ維持分4,500円＋2％(5,000円)＋格差是正分1,000円＝10,500円								
		格差是正	目標水準 25歳 220,000円、30歳 254,000円 35歳 283,000円、40歳 307,000円 最低到達水準 地域ミニマム賃金・最低到達水準 25歳 185,000円、30歳 202,000円 35歳 217,000円、40歳 230,000円							
	底支え		・企業内すべての労働者を対象とした企業内最低賃金の協定化をはかる 最低水準は時給930円(長野県リビングウェイジ)とし、時給1,100円(連合本部水準)以上を目指す ・18歳高卒初任給について社会水準を確保する 連合本部参考目標値 175,400円、連合長野参考目標値 169,800円							
すべての労働者の立場に立った働き方の見直し	③ 健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現、個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方、安心・安全に働くことのできる環境など職場の基盤整備に向けた総体的な検討・協議を行う。 ③ すべての職場におけるディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底をはかる点から、法令遵守は元より、法令を上回る取り組みを進める。 ③ 男女平等・多様性が尊重される社会の実現に向けて、ジェンダーバイアス（無意識による偏見）や固定的性別役割分担意識を払拭し、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、ともに働き続けられる職場を実現するため、あらゆるハラスメント対策や差別禁止に取り組む。									
	③ 春季生活闘争の労働諸条件改善の取り組みとともに「2020年度重点政策実現の取り組み」を踏まえ政策・制度実現の取り組みを運動の両輪として推し進める。									
	※労使協議の定期化・定例化に向けた取り組み									
政策・制度実現に向けて	③ すべての労働組合は、「通年労使協議の場の設置」を確認し、働く者の立場に立った「働き方の見直し」や将来にわたる雇用と安定した生活基盤を確保するための企業のさらなる発展に向けた取り組みを推進する。 ③ 社会・産業全体に関わる課題となっている、ウィズ・アフターコロナに対応した働き方、雇用維持・確保を前提とした経営対策、長時間労働の是正、法改正への対応、個々人のニーズにあった働き方と処遇のあり方、生産性向上への対応などの重要なテーマについては「労使専門委員会」などを組織し、十分な検討・協議を経て実効性ある取り組みにつなげる。									
※可処分所得最大化に向けた取り組み										
③ 「使えるお金を増やそうプロジェクト」の存在・趣旨を改めて組織内の働く仲間々に伝え、可処分所得の最大化に向けて「みずから知識を身につけ、みずから実践する意識」を喚起する取り組みを展開する。 ③ 展開においては「知識を身につける意識」を捉え、多様な「リソース」と結び付けるだけでなく、その後の「実践する意識」まで繋がることを念頭に置く。										



マイカー共済

自動車総合補償共済

3つのステップ
であなたにピッタリの補償が見つかる!

見積実施中

1 基本補償 (人身傷害補償) (対人賠償・対物賠償)
最高 5,000万円 無制限

2 お車の補償 (車両損害補償) (一般補償)
(自己負担額 10万円)

3 割引制度と特約を組み合わせよう
安心が広がる特約と共済掛金をおトクにする割引もご用意しています。
無事故割引(無事故継続割引) 最大22等級 64%割引
安全運転で無事故を続けた期間が長いほどおトクになります。

特約や割引制度を組み合わせると掛金をおトクに!

- 運転者年齢条件
- 子供特約
- 運転者本人・配偶者限定特約
- 新車割引
- 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引
- ハイブリッド車割引
- 複数契約割引
- セカンドカー割引
- 福祉車両割引
- 人身傷害の共済連動自動車事故中のみ補償特約

安心の特約はさまざまな場面であなただけをサポート!

- 弁護士費用等補償特約
- 自転車賠償責任補償特約
- 交通事故危険補償特約
- マイバイク特約

〈補償の重複についてのご注意〉
次の補償または特約を契約される場合、重複共済自動車以外に自動車や二輪自動車(軽自動車を含む。以下この文章において同様とします。)を所有され、その自動車や二輪自動車に、同様の補償を契約されているときは、主たる被保険者またはそのご家族の補償が重複することがあります。
 ・人身傷害補償・弁護士費用等補償特約・自転車賠償責任補償特約・交通事故危険補償特約・マイバイク特約
 ※上記の制度や特約は契約のみに二重にされている場合、その二重に契約されたときにご家族の状況等が変化したときは、「補償されない」ことがありますので、ご注意ください。
 ※二重に契約にあつては、補償内容も充分に二重にされているとは限りません。詳しくは当会までお問い合わせください。

自賠責共済とあわせてのご加入をおすすめします。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。

長野から
アフリカ・
マリ共和国へ

「貧困と格差」のない社会を願い 国際協力田米を贈る「国際協力田」の取り組み — 国民運動・環境委員会 —

1月26日(火)、JA長野県ビル1階ロビーにて、「国際協力田米発送式」が行われ、国民運動・環境委員会、長野地協から参加した。国際協力田米の取り組みは、JA長野県グループが取り組んでいる「国際協力田運動」の趣旨に賛同し、2010年より国民運動・環境委員会が中心となり取り組んでおり、2020年で「国際協力田運動」は23年目を迎えた。

昨年5月～6月に田植え、9月～10月に稲刈り・脱穀した安曇野、長野の協力田米407.7kgを、JAグループの皆さん等が収穫した米とあわせて合計6.3トンをアフリカ・マリ共和国へ送付した。

マリ共和国は、「後開発途上国」という国連で定めた世界の国の社会的・経済的な最低基準を満たしてしまう国である。干ばつ、難民の流入による食料不足、飢餓の発生があり、乳児死亡率は1000人出産当たり60人と世界ワースト12位である。ま

た、2012年3月、2020年8月に軍事クーデターが起こり、2017年には首都バマコ近郊でテロが発生した。

政治的混乱や

難民支援、新型コロナウイルスの蔓延により、今まで以上の食料・米の緊急支援が必要とされている。

2021年度も引き続き、「国際協力田運動」に取り組む予定で、田植えから収穫までの約半年間を通じて、安心して暮らすことができる平和な社会を考え、多くの組合員に「貧困と格差」をなくす取り組みをひろげていきたい。



▲マリへ送られる米袋



▲国際協力田米発送式



▲米袋にメッセージ書き込み



▲トラックへの積み込み・発送



はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

公式ろうきんアプリ

残高や入出金を一目で確認♪

残高確認 も 入出金明細 も

税公金の支払い も オトクな情報 も

全部まとめて、アプリで解決!

